

NCLB 法下に見るアメリカの幼児教育

片山 紀子

Early Childhood Education in the United States under the NCLB Act

Noriko KATAYAMA

Accepted December 18, 2008

抄録: アメリカ合衆国では、NCLB (No Child Left Behind Act of 2001: 落ちこぼれをつくらないための法) が 2002 年に G. W. ブッシュ前大統領のもと成立した。NCLB 法は、人種間による学業成績の差を縮小し、学力向上達成のために、より高い責任を州や学校に求めている。本論文は、NCLB 法のもとキンダーガーテンやプレキンダーガーテン、そしてヘッドスタートがどのような余波を受けたのかを検討したものである。1980 年代後半以降、学力を目に見える形で測定する動きが強化され、就学前教育に相当するキンダーガーテンやプレキンダーガーテンでもリテラシーに重きが置かれるようになってきた。NCLB 法が成立するとさらに、キンダーガーテンの役割は子どもが近い将来学校に慣れる準備を幅広く手助けするというものから、小学校 1 年生時点でのあるいは将来の人生の成功を意識した効率重視のものへと変化してきた。プレキンダーガーテンにおいてもまた同様に読み書きの学習が励行されている。検討の結果、初等・中等段階にとどまらず、ヘッドスタートを含むキンダーガーテンやプレキンダーガーテンでも NCLB 法のもとテストの波に飲み込まれ、相当の影響を受けていることがわかった。

索引語: NCLB 法, 幼児教育, アメリカ教育

Abstract: The No Child Left Behind Act (NCLB) was passed by the U.S. Congress, and signed by former President Bush on January 8, 2002. The NCLB Act requires that states and schools ensure that all children get higher performance and that they diminish difference of achievement between white children and others. This paper examines the conditions and trends of kindergartens, prekindergartens and Head Start programs under the NCLB Act. Measurement of achievement and school readiness, had been intensified since the standards movement began in the late 1980s and even more stressed with the NCLB Act, which puts kindergartens and prekindergartens in a literacy bind. As a result, the kindergarten's mission has changed from helping children get used to school to preparing them to achieve in the first grade or later life. It is also the case with prekindergartens. Prekindergarten children also study reading and math as well as kindergarten children. It was evident that kindergarten and prekindergarten children including Head Start participants have lots of pressure under the NCLB Act.

Key Words: No Child Left Behind Act, Early Childhood Education, American Education

1. はじめに

アメリカ合衆国では、2002年1月8日、G.W.ブッシュ前大統領のもと「初等中等教育法 (Elementary and Secondary Education Act)」の修正版である「すべての子どもを落ちこぼれさせないための法: *No Child Left Behind Act of 2001*, 以下 NCLB 法と記す」が成立し、2002-03 学校年度から施行が開始された。NCLB 法は、教育格差の解消と児童生徒の学力向上とを目的としたものであり、州・学区・学校に強いアカウンタビリティ・システムを求めている。このアカウンタビリティ・システムは、児童生徒の社会的背景の如何を問わず、すべての児童生徒に同一の達成レベルを期待するものであり⁽¹⁾、貧困の中にあって英語を母語としないマイノリティの子どもや障害をもった子ども達と他方恵まれた学校に通う子ども達とのギャップを縮める目的も有する⁽²⁾。具体的には、NAEP (National Assessment of Education Progress) による第3学年から第8学年までの reading (読解) と mathematics (算数) を中心にした学力テストに隔年で参加することや州のスタンダード (教育標準) に基づいた教育を行い、学力向上のための AYP (適正年次達成目標: Adequate Yearly Progress) - 「良」以上の割合を設定し実践すること、毎年学力テストを州独自で行うこと、高い資格の教員の確保に努めること等 - を達成することが求められている。これらの教育費用に関しては州や地域も当然負担するが、NCLB 法によって連邦からより多くの予算が実質的に学校に費やされることになった。NCLB 法に関する予算は、2001年 (会計年度) で 17,382,464,000 ドル、同様に 2002年 22,012,676,000 ドル、2003年 23,625,232,000 ドル、2004年 24,309,277,000 ドル、2005年 24,359,254,000 ドル、2006年 23,333,176,000 ドル、2007年 24,399,273,000 ドルとなっており、2007年度の予算は2001年度に比して1.4倍になっている。これは特殊教育 (Special Education) に関しても同様で、1.3倍ほどの増である。連邦の教育に占める予算の割合をみても1990年の5.7%から2006年では8.3%に増えている⁽³⁾。

もちろん、NCLB 法に対してはアカウンタビリティが強化されたことやこれまで取り残されてきた子どもに関心が向けられたとする正の評価ばかりでなく、州の専権事項である教育に連邦が関与することや実施が困難であるとする不満に加え、連邦からの資金が十分でないという不満、テストに基づくアカウンタビリティあるいは reading や mathematics ばかりが過度に重視されてしまうといった危惧も持たれている⁽⁴⁾。

わが国においても、NCLB 法には関心が高く、NCLB 法を取り扱った研究論文が散見される。ただし、それらは初等・中等教育段階に関するものであって⁽⁵⁾、今回筆者が研究対象とした学校前段階である幼稚園およびそれ以前の就学前に関するものではない。そこで本稿では、NCLB 法下の一貫した学力向上政策の下で、学校前の幼稚園および就学前教育がどのような状況に置かれているのか、その動向を (1) 幼稚園 (Kindergarten), (2) プレキンダーガーデン (Pre-Kindergarten), (3) ヘッド・スタート・プログラム (Head Start Program) の3つの視点から探り、NCLB 法の幼稚園および就学前教育への影響について検討する。

なおアメリカでは、幼稚園が義務教育となっている州もあることから、小学校以前ではなく幼稚園以前の教育を就学前教育 (preschool-education) と呼ぶ。このため、本稿では「就学前教育」を小学校前教育ではなく、幼稚園前教育の意味で用いることとする。

2. 幼稚園 (Kindergarten)

(1) 幼稚園の概要

アメリカではフレーベル主義に基づく中産階級の子弟を対象とした幼稚園が19世紀半ばに設立されている。また、公立幼稚園としては1873年にミズーリ州セントルイス市で開園したものが最初であると言われており、この時始まった公立幼稚園と学校との結合によって公立幼稚園は学校に一体化されてきた。今では、小学校と同じ敷地内に、かつ同じ施設内に設置されている形態の幼稚園が公立では一般的なものとなっており、幼稚園のすぐ隣の教室が1年生であることもあれば、あるいは4年生の教室であるなど、小学校と同じように配置されている。また、幼稚園で学ぶ教育内容は、読み書きが重視されており、数や曜日の学習等も含むものとなっている。

幼稚園の義務教育 (mandatory) 化に関しては、全日 (full day) の幼稚園教育を義務付けているウェストバージニア州とルイジアナ州、そしてその他に半日 (half day) の幼稚園教育を義務付けている12州を合わせた計14州が義務教育となっている⁽⁶⁾。ただ、実際には州から義務付けられていなくともほとんどの州が幼稚園教育を提供している。また最近では、全日の方が特に低位の階層の子どもやマイノリティの子どもにとって教育効果が高いと言われ、半日の幼稚園よりも多くなっている⁽⁷⁾。全日の幼稚園を提供している率は南部で高く⁽⁸⁾、通園率を地域別に見ても北東部 (Northeast の60%) や中西部 (Midwest の53%)、西部 (West の43%) に比べ、南部 (South) が78%と最も高くなっている⁽⁹⁾。

また、幼稚園の入園年齢に関してはこの30年ほどの間に3-4ヶ月遅くなる動きが進んでいる⁽¹¹⁾。例えば、以前は入園する年の12月2日までに満5歳になっておく必要があったのが、9月1日までに満5歳を迎えておくように等と改正され、3ヶ月ほど就園年齢が引き上げられた事例が多い。こうした背景には、近年のアカウントビリティ強化の動きを受け、就園年齢の引き上げがテストのスコアを上げる魅力的な手段となっていることがある⁽¹¹⁾。

さらに、アメリカの幼稚園の就園年齢に関して特徴的なこととして、再度幼稚園を繰り返したり、幼稚園に入るのを1年遅らせたりする状況がかなりの割合で見られることが挙げられる。1998年の秋を例にとると、年齢通り入園した子どもが88%、幼稚園を繰り返した子どもが5%、年齢より遅れて入園した子どもが6%、年齢より早く入園した子どもが2%となっている⁽¹²⁾。このように幼稚園を繰り返したり幼稚園に遅れて入園する子どもが合わせて1割ほど見られる理由は、幼稚園で学業に失敗するとその後の学校生活に支障を及ぼすという考えからである。特に危機に立つ (At Risk) 子どもにとっては、遅らせて入園させる方がその後の学校生活のために有益だとする指摘がなされている⁽¹³⁾。

通園手段については小学校とほぼ同じで、スクールバスを利用するのが一般的である。通園時間帯は小学生と同じか、若干後にずらすこともある。つまり、幼稚園児と小学生が一緒にスクールバスに乗車し、同じ時間校内に留まることも珍しくないこととなる。クラスサイズに関しては、州レベルで規程がある場合、例えばマサチューセッツ州では上限が25人、カリフォルニア州20人、コネチカット州18人等と定められており、全州的には20人程度となっていることが多い⁽¹⁴⁾。実際に教室を覗いてみると20人以下になっていることが多く、担任教員の他に補助教員やボランティアの保護者がいるなど複数で携わっていることも多い。学年表示も幼稚園を含めてK-5 (幼稚園から小学5年生) といった形で示されるなど、幼稚園はほぼ小学校化している。

次に、幼稚園教諭の教員資格についてであるが、その特徴として4年間の養成期間を経て幼稚園教諭になるという点、および免許自体もK-2 (幼稚園から2年生) やK-5 (幼稚園から5年生) と幼稚園

から小学校までを同一免許で教えるようになっている点が挙げられる。もちろん免許制度は州によって異なるが、例えばニューヨーク州の場合、免許の区分は生まれてから2年生まで (birth-2) となっており、幼稚園教諭志願者も小学校教員と同様に4年間の養成期間を経て学士の学位 (bachelor degree) をとることが求められている。また、フロリダ州ではK-5 (幼稚園から5年生) の免許となっており、幼稚園教諭であれ小学校教諭であれ同じ免許で教えることになっている。その他メイン州、メリーランド州、マサチューセッツ州等でも4年制の大学で学位をとって教員免許を取得することを州レベルで義務付けている⁽¹⁵⁾。

予算に関しても同様に、K-12 という括りで生まれ、2005-06 年度を例に見ると子ども一人当たり10,643 ドル (内訳はおよそ州5, 学区5, 連邦1) が費やされている。これらの点から、アメリカでは幼稚園を小学校と同格のもの、学校教育の一環と見做していることがわかり、わが国で問題視される幼稚園と小学校のアティキュレーション (円滑な接続問題のこと) あるいはトランジション (移行) についても制度的に完成しており、一見すると問題がないかのような感を受ける⁽¹⁶⁾。

(2) 幼稚園の教育内容

さて、アメリカの幼稚園は具体的にどのような教育を行っているのか。実際に観察を行ったフロリダ州の例を参考にする。フロリダ州のカリキュラムは1996年にSunshine State Standard という名称で、フロリダ州教育省によって作成されている。スタンダードは大まかに、PreK-2, 3-5, 6-8, 9-12 の4段階に分けて示されており、その下位に学年レベルのスタンダードを示している。

幼稚園の科目は、「Arts: Music (音楽)」「Arts: Visual Arts (図工)」「Language Arts (国語)」「Mathematics (算数)」「Science (科学)」「Social Studies (社会)」の6科目に分けられ、子ども達へ要求される教育内容のスタンダードが具体的に示されている。例えば「Mathematics」の「数の感覚, 概念, 演算 (Number Sense, Concepts, and Operations)」という項目においては、「10まで、またはそれ以上のものを名前や1対1の対応を用いながら数える」「10まで、またはそれ以上の数を読み、書く」「10から1まで逆に数える」等といった20の詳細な内容が記されている。また、「測定 (Measurement)」の項目においては、「どのように測定概念を伝え合うべきかを知る」といった期待が記されている。すなわち、幼稚園についても小学校と全く同じ形式で具体的な教育内容を示しているわけで、「保育」というよりは、系統主義に組み込まれ、明らかに「教育」色の濃いものとなっている。

幼稚園の教員は、これら州のスタンダードに合わせて毎日の授業を行っていく。ここで、フロリダ州レオン郡 (Leon) シーリー小学校 (Sealey Elementary School) にある幼稚園を例に見ながら学習の様子を確認したい。当幼稚園は5クラスあり、その1つ Mrs. Nyman, Anne クラスは、下記表1のようなスケジュールで行われている。ただ、この学校はスクールバスの調達の都合から他の学校より約1時間程度授業開始時間が遅くなっており、通常はこれより約1時間早く始まるタイム・スケジュールとなっている。

デイリー・スケジュールから、小学校と異なる幼稚園らしいところを挙げるとすれば、12時20分から12時50分に行われる外遊び (Outside Developmental Play) 位で、後は小学校と大差がない。具体的教育活動については、学習のねらいに関連付けながら、絵を描く、色を塗る、初歩的な数や言葉の学習をする等で、これもまた小学校低学年とそれほど大きく異なることはない。なお、クラスサイズについては州レベルでK-3 (幼稚園から3学年) については20人以下と決められており、当該クラスも18人であった。当州では2002年からは、18人以下に減少させた場合、州から補助金が供出されるこ

ともなっている。

表 1：幼稚園のデイリー・スケジュール
(Sealey Elementary School)

時間	活動
8:55-9:15	登園 (Arrival; Unpack) 朝の日課学習 (Morning Seat Work; WSSS News)
9:15-9:30	朝のカレンダー学習 (Helpers; Morning Calendar Routine)
9:30-10:00	言葉の学習 (Open Court; Reading and Phonics)
10:00-11:00	中心となる学習 (Workshop/Centers) (Writing; Math; Literacy; Games; Computers; Social Studies; Science)
11:00-11:25	テーマ学習 (Thematic Unit; Social Studies/Science/Stories)
11:25-11:30	ランチへの移動 (Transition to Lunch)
11:35-12:00	ランチ (Lunch)
12:00-12:20	算数の学習 (Math)
12:20-12:50	外遊び (Outside Developmental Play)
12:50-1:10	読み書きの学習 (Direct Instruction-Writing/Vocabulary)
1:10-2:05	休憩と教室での操作的な学習 (Rest/Quiet Center Time) (Manipulatives; Building Toys; Math & Literacy Tubs; Drawing/Coloring; Puzzles; Reading)
2:05-2:15	降園準備 (Pack-up; Daily Discussion)
2:15-3:05	活動 (Special Area[Music; PE; Art; Guidance; Media Center])
3:05-3:15	降園 (Return to Classroom; Get Backpacks; Dismissal)

出典：フロリダ州 Leon 郡 Sealey Elementary School (2006-07) で幼稚園を担当する Mrs. Nyman, Anne より入手。

現地で、幼稚園の教員にインタビューを行うと、一様に「州や学区からの要求が強くてたいへんである」との返答が返ってきた。現場の教員は、NCLB 法の影響も確かにあるが、NCLB 法そのものというよりも直接的には州や学区からのプレッシャーが強く、学力向上のためしっかりやらなくては行けないと受け取り、緊迫した雰囲気の中で、教育活動を行っていることが見て取れた。NCLB 法下といえども、NAEP によるテストは小 3 からの開始で、幼稚園では実施されない。だが日々の教育活動の中では、公式なレディネス・テスト (readiness test) や発達テスト (developmental screening test)、非公式のポートフォリオ (portfolio assessment) やチェックリスト (academic checklist) など様々なアセスメント (評価) が行使される⁽¹⁷⁾。したがって、現実には学区・州からかなりの圧力がかかり、テストに備えた授業を行うことが確実に幼稚園にも求められることになるのである。

では実際、幼稚園で学習を行うと教育効果はあるのか。例えば、幼稚園に通う子どもの reading と mathematics について、秋から春までの間に得られた成績を全日通う子どもと半日通う子どもとを比較してみると、reading と mathematics のどちらにおいても全日通う子どもの成績の方がよいことが示されている。また入学後においても、全日に通った子どもの方が成績がよいといわれている⁽¹⁸⁾。このように幼稚園での学習効果が実証されていることも、幼稚園での学習に正当性を与えていることになり、NCLB 法という政策展開を裏付けている。

3. 就学前教育 (Preschool-Education)

アメリカでは、幼稚園以前の教育のことを就学前教育と呼ぶが、幼稚園前の3・4歳児はどのような教育を受けるのか。彼らは PreK (Pre-Kindergarten Education : 幼稚園前教育) や保育学校 (Nursery School), デイケアセンター (Day Care Center), ヘッド・スタート・プログラム等, 多様な形態で任意に保育・教育を受けている。また, こうした施設へ通わない子どもは, 保護者か親戚, あるいは第三者によって保育・教育を受ける。さて, ここではそのうち, 司る省は教育省 (The Department of Education) と保健社会福祉省 (The Department of Health and Human Services) に分かれるが, 4歳児の19.9%が通うプレ・キンダーガーデンと4歳児の10.5% (2005-06年度) が通うヘッド・スタート・プログラムの二つを取り上げ, NCLB法が就学前教育にもたらしているものを検証する。

(1) プレ・キンダーガーデン (Pre-Kindergarten)

プレ・キンダーガーデンは, 通常 PreK (プリケイ : 以下 PreK と記す) と呼ばれる。PreK とは, 3-4歳児のための幼稚園前教育のことで, 小学校内にある幼稚園の下位機関として併設されていることが多い。州レベルで見ると, 38州が4歳児のための PreK を提供しており, そのうち26州が3歳児のための PreK も提供している⁽¹⁹⁾。今のところ, PreK の教員の資格に関しては約半分の州が学位 (bachelor degree) を求めている。全日の PreK の場合, 幼稚園と違って通常お昼寝があるが, 半日の PreK も多い。また, 幼稚園に通う子どもはその前段階として PreK に通うことが多い⁽²⁰⁾。スタンダードは幼稚園同様示されており, 近年では PreK でもリテラシーを中心とした学習が強化されている状況にある。

下記表2に, ニューヨーク州 Binghamton 市にあるベンジャミンフランクリン小学校 (Benjamin Franklin Elementary School) 内の PreK のデイリー・スケジュールを示した。当 PreK は半日で, 午前と午後の一・二部制になっている。これを見ると PreK でも幼稚園と同様に読みや算数を意識したカリキュラムが組まれていることがわかる。NCLB法の下では, アーリー・リーディング・ファースト (Early Reading First) という形で, 「読み」が就学前においても強調されているため, リテラシーを意識したスケジュールが組まれることに現場でも異論はない。

表2 : PreK のデイリー・スケジュール
(Benjamin Franklin Elementary School)

時間	活動
7:50 (12:05)	自由遊び (Free Choice Play/Table Toys/Book Pals Selection)
8:15 (12:30)	朝の会 (Group Time/Morning Meeting)
8:25 (12:40)	算数 (Math Stations)
8:50 (1:05)	手洗い・トイレ・おやつ・読書 (Wash/Bathroom/Meals/Quiet Reading)
9:15 (1:30)	お話 (Story Time)
9:30 (1:45)	学習 (Center Time/Small Group Activities)
10:00 (2:15)	外遊びないしは遊戯室での遊び (Playground/Large Motor Room)
10:25 (2:40)	降園 (Dismissal)

出典 : Binghamton 市の Early Childhood and Elementary Education のディレクター, Tonia Thompson より入手。

注 : () 内は午後の部の PreK の時間。なお, 当 PreK に送迎バスはない。

NCLB 法の下では、幼稚園の前段階である PreK にかかる予算もかなり増大している。州によって PreK への支援は大きく異なるが、各州の合計額は増加を続けており 2005-06 年度は前年比 6%増で 33 億ドルに近付いている（子ども一人当たりにかかる予算は 3,482 ドルで、参加する子ども数の増加等によって近年減少し続けている）⁽²¹⁾。経済的な用語を用いれば、質の高い PreK は個人にとって、また地域にとって、州にとって、最終的には国家にとって全体として高い見返り（high return）があるというのが、PreK の重視される根拠となっている。PreK への投資は将来、国家の経済生産、政府の経費、家族や地域それぞれに重要な利益を提供するとみなされているのである⁽²²⁾。NCLB 法の施行は、PreK における早期の教育、なかでも特にリテラシーに重きを置く潮流を確実に後押ししていると思ふことができよう。

(2) ヘッド・スタート・プログラム (Head Start Program)

就学前段階の教育には、上記の他にアメリカに特有で革新的でもあるヘッド・スタート・プログラムがある。これは、リンドン (Lyndon, Baines Johnson) 36 代大統領によって 1965 年より開始され、幼稚園以前の恵まれない子どもたちや家庭を対象にした補償教育であり、保健社会福祉省が管轄する。その目的は、認知的、言語的、社会経済的、身体的発達を成し遂げる機会を貧困な子ども達に教育を提供することによって社会的能力を促進することであり⁽²³⁾、富裕階層の子どもとのギャップをできる限りなくすことにある⁽²⁴⁾。具体的には、「教育」・「健康（医学的・歯科の検査、栄養、精神的健康）」・「両親の参加」に取り組むよう計画されたもので⁽²⁵⁾、2004-05 年度で 4 歳以上が 57%、3 歳以下が 43%を占め、一人当たり PreK のおよそ倍の 7,276 ドル（全て連邦出資）が費やされている⁽²⁶⁾。社会福祉事業であるため、歯磨き等の本来家庭で指導すべき内容が含まれている点は異なるが、教育活動自体は幼稚園や保育学校と似通っている部分も多く、プログラムに参加して礼儀作法や話、遊び、グループ活動などを行うものである⁽²⁷⁾。表 3 に、アラバマ州ミッドフィールド小学校 (Midfield Elementary School) にあるヘッド・スタート・プログラムのデイリー・スケジュールを示す。

「読み」を意識したスケジュールは、11:20 ~ 11:40 の「お話 (Shared Reading)」の時間のみのようにも見えるが、実はスケジュールの随所で「読み」が重視されており、実際にはどの時間にも「読み」を意識した学習が行われている。子ども達がその後、幼稚園を終えるまでに、教科書を支障なく読めるようになっていることが当プログラムの狙いであり、リテラシーに重点が置かれている。

ただ現実には厳しく、当プログラムを実施したところで、恵まれない子ども達の成績が中流階層以上の子ども達を上回ることはない。それでも全体としては次のような肯定的な評価が報告されていることは事実である。(1) プログラムに参加した生徒は学校を休むことが少ない、(2) プログラムに参加した生徒は知能指数得点において直接的な増加が見られる、(3) プログラムに参加した生徒のリーディングの成績を飛躍的に向上させるだけでなく、その後の成績を維持させる、(4) 特別指導を受ける率を引き下げ、同時に卒業率を上げる効果をもたらす、(5) 当プログラムに参加した生徒が、成人してから社会福祉施設や刑事裁判施設に入る割合が少ない、(6) プログラムに参加した者について 10 代の妊娠が少ない、(7) 健康上の問題が中流階層に比しても問題がない、等である⁽²⁸⁾。ヘッド・スタート・プログラムについては様々な課題が指摘されているものの、早期の段階における教育の介入が功を奏しているという点については間違いない。

表3：ヘッド・スタート・プログラムのデイリー・スケジュール
(Midfield Elementary School)

時間	内容
8:00-8:15	挨拶 (Greetings/Start of Day Centers/Health Inspection/Preparation for Breakfast)
8:15-9:00	朝食と歯磨き (Breakfast with Conversation/Brush Teeth)
9:00-9:15	朝の集まり (Morning Meeting; Calendar/days of week/etc)
9:15-10:15	中心となる学習 (Learning Center Activities)
10:15-10:40	小グループでの学習 (Small Group Instruction with Teachers)
10:40-11:20	ランチと歯磨き (Lunch with Conversation/Clean up/Brush Teeth)
11:20-11:40	お話 (Shared Reading)
11:40-12:25	外遊び (Outdoor Play/Prepare for Nap)
12:25-1:40	昼寝 (Rest Time/Restroom/Put Cots away/Prepare for Snack)
1:40-2:20	軽食 (Snack/Brush Teeth)
2:20-2:40	文字学習など (Rhymes/Letters/Music/Phonological Awareness)
2:40-3:00	一日のまとめ学習 (Large Group/What Happened Today?/Shared Writing)
3:00-3:30	帰りの会 (Teacher Planning/Prepare for Next Day)

出典：アラバマ州 Midfield Elementary School の校長，Ms.Susan Harvill による。

当プログラムは長い歴史を持つが，近年ますます力が注がれる傾向にある。具体的には，1995年に誕生以降3歳以下の子どもそして妊婦にも取り組む (Early Head Start Program) ことを認め，その対象範囲を拡大しているなどである⁽²⁹⁾。クリントン政権 (1993-2000年) 発足後は，早期に有利な条件を確保する機会をつかむための幼児教育への投資が最優先事項として取り組まれ，在任中連邦政府は効果的なプログラムに多くの投資を行い，ヘッド・スタート政策資金を増額 (43%増) するなどした。また，1989年制定され，1991年改正された「同時スタート政策 (Even Start)」は，低収入の家族から貧困や無学のサイクルを断ち切るよう教育機会を提供し家族の読み書き能力向上に取り組む施策である⁽³⁰⁾。こうした取り組みは，ブッシュ前大統領にも引き継がれ，すべての保護者は子どもにとって「最初の先生」にならなくてはならないと考えられている。

そもそも NCLB 法の趣旨とヘッド・スタート・プログラムのそれは重なる部分も多い。ただ，NCLB 法によって関係者にアカウンタビリティがより強く求められるようになったという点を思量すれば，NCLB 法の施行がヘッド・スタート・プログラムの基盤をより強固にしたと見ることができよう。

4. 考察

以上見てきたように，アメリカでは幼稚園及び就学前教育をめぐることは，学習が早期から重視される傾向にあることがわかる。「早い時期の成功は，後の結果を予言するもの (predictor) となるので，学校における早い段階の成績は重要かもしれない」⁽³¹⁾ と Dator が指摘しているが，初期段階の成績が中等教育段階以降での成績と相関が高いことを示す調査は多い⁽³²⁾。ブッシュ前大統領自身も NCLB 法を行政の「コーナー・ストーン (基礎・土台)」としたうえで「Good Start, Grow Smart (スタートがよければ，賢くなる)」と考えている⁽³³⁾。同時に，早期の教育は，少ないコストで高い見返りが期待で

きる施策でもあるため、この点も魅力的だといえよう。こうした早期教育重視の背景にはアメリカ特有の事情である、「移民の同化」という喫緊の課題、すなわち国家にとって回避不能な難題の存在がある。

さて、NCLB 法は、まさに「落ちこぼれをつくらない法」であるが、落ちこぼれる傾向にある子どもは、共通して学習の基本である「読み」が不得手である。他の子どもとの「読みのギャップ (reading gaps)」を露にする要因として考えられるものにはいろいろあるが、例えば Madhabi の調査においては「アフリカ系アメリカ人 (African American)」、「男児 (Boys)」、「貧困な子ども (Poorer Children)」の 3 要素を挙げ、特に入園時に関しては「貧困」の度合いが最も関連が高いことを指摘している。幼い時期に受ける家庭でのリテラシーの影響は大きく、そこで得られた学習への準備性の差異が、入学後さらなる差異となって表出する⁽³⁴⁾。人種や貧富の差は、例えば生徒懲戒である停学や退学、途中で学校をやめてしまうドロップアウトといった視点からも議論されてきたが⁽³⁵⁾、公教育という立場から無視できない問題である。

そうした指摘を基に NCLB 法の中では、リーディング・ファースト (Reading First : K-3 対象) 及びアーリー・リーディング・ファースト (Early Reading First : 就学前対象) を企画し、「読み」を子どもの学習にとって最も重要であるとみなし、貧困度の高い地域を優先して「読み」の学習に取り組んでいる。特に就学前の子どもを対象にしたアーリー・リーディング・ファーストは、幼稚園での学習の成功に向け、「言葉 (language)」、「認識 (cognitive)」、「初歩的な読みの技術 (early reading skill)」に焦点を当てている⁽³⁶⁾。

また、ヘッド・スタート・プログラムも同様に、3-4 歳児を対象とした貧困層の子どもへの視点を反映した政策の一つであり、学校教育へのレディネスを高めるためのプログラムで、「読み」が重視されたものとなっている。学校教育の基盤作りを国家的規模で支援しているわけで、教育格差を是正する強力な学習保障プログラムであるといえよう。教育格差を是正するためには、中等教育学校段階で放課後に子どもを残すより、早期の段階で子どもに介入して特に「読み」を中心とした教育を行うことの方が長期的に見て効果が高いという考えが強い。Chatterji は「就学前教育機関や幼稚園、学校といった教育機関というものは、貧困で経済的にハンディキャップを持った家庭で育てられたがゆえ、家庭でアカデミックな教育が十分に受けられない子どもに対して、「補償 (compensation)」を行う機関という役割を持つ」と言うが⁽³⁷⁾、アメリカではリテラシーを中心とした幼稚園教育そしてそれ以前の就学前教育において貧困層の子どもに「教育の補償」をし、「格差の是正」を行うことがより強く求められているわけである。このような問題意識から早期の教育は国家にとって現実的で切実な課題となっており、アメリカという国家が置かれた歴史的・社会的・政治的文脈を鑑みれば、早期の教育に期待し、重視せざるを得ない事情も合点されよう。

しかしながら、早期の段階における教育の有効性が強調されるその一方で、それに対する負の評価もある。幼稚園が学校化し、テストのスコアを上げるための基盤作りを行っているかのように見える点である。1980 年代後半以降、全米で成績やレディネスに注目が集まるようになりスタンダード運動が始まったが、NCLB 法の施行によってそれがより強まったと言われている⁽³⁸⁾。かつての幼稚園の使命は、子どもが小学校に慣れることを助け、子ども本来の価値を高めることであったが、今は 1 年生 (first-grade) になるための準備、あるいは次の段階に向けたアカデミックな成功を準備することによって変わっている⁽³⁹⁾。

教室ではフラッシュカードが用いられ、壁面が数や文字で埋め尽くされた状況が幼稚園を超えて、3

歳児の PreK にまで浸透しているのである⁽⁴⁰⁾。幼稚園が学校化されていくこと、そしてそれ以前の就学前教育が過度に学校化されていくことは、「教育の補償」や「格差の是正」を実現するその一方で、子どもに固有の「子ども期」を彼らから奪っていく側面もある。つまり、大人が要求する国家的社会化を早期に開始していくことによって、子どもの自発的な育ちをある意味摘み取ってしまう危険性もあるのである⁽⁴¹⁾。また、言葉というものは本来経験と関わらせ、意味づけながら時間をかけて学習すべきものであるが、言葉の操作に偏りがちな学習は、表層的でごく狭い制限された「読み」になり、読みの成績 (Reading Achievement) に関しても、長期的効果は期待できないとする見方が一部でされている⁽⁴²⁾。

実際幼稚園において、小学生と同じような系統的カリキュラムで、さらにはほぼ同じ時間設定 (スクールバス運用の都合上) で教育を行っており、これが幼稚園児にとってかなり無理のある内容となっている。現職の幼稚園教諭からは、「子どもが疲れて眠そうにしていることがある」「スケジュールがハードでかわいそうだと思う」といった意見も聞かれる。また幼児教育に携わる大学関係者も「幼稚園どころか PreK でさえ、大変なプレッシャーを受けている。子どもの発達というものに対して理解や認識があるとは思えない」と憂慮する。子ども達は 8 時前には幼稚園に到着し、2 時半ごろまでみっちり勉強に励む。彼らにとって負担が大きいことは否めず、アカデミックな面はもちろん、身体的な面からも精神的な面からもかなり負担を強いられていることは間違いない。

その直接的理由の一つが、目に見えるスタンダード (教育標準) やアセスメント (評価) を採用していることであろう。NCLB 法の下では、州からスタンダードが提示され、教育活動の一環としてアセスメントが用いられる。各教員は常にそれを意識して教育実践をすることになるが、これによって仮に同じカリキュラムを実践したとしても現場ではテストすなわちアセスメントを意識し、無意識のうちにカリキュラムを変えてしまう虞がある。また、上の学年において求められるスタンダードやアセスメントは、必然的に幼稚園や就学前教育の実質的カリキュラムにも影響を与えることにもつながる。アメリカではそもそも、小学校に上がるために機が熟しているかを判断するためのレディネス・テストが用いられるなど、テスト自体への違和感は少ない。またテスト自体は価値のある重要な情報を提供でき有用なものであるが、ただ一方には障害のある子や社会的ハンディキャップを負った子への対応を硬直化・画一化させてしまう問題や偏見の問題があることを含めて、様々な負の側面も有しているのである。

そもそも、NCLB 法のアカウントビリティ・システムは、子どもの社会的背景の如何を問わず、すべての子どもに同一の達成レベルを期待するわけであるが、実際マイノリティや貧困層の子ども達の成績を上げることは容易ではない。保護者自身が生活に必死で子どもの教育を支援するための経済的・精神的ゆとり乏しく、子どもも周りの大人に理想とするロールモデルを見出すことが難しいことがその理由である。そうした子ども達と日々対峙している現場の教員にとっては、「教師や行政職に対する新しいスキルや知識の要求がこれほど大きなことはかつてなかったし、また連邦政府の要求と教育者の側のスキルや知識との実際の隔たりがこれほど大きなこともなかった」⁽⁴³⁾ と評価される NCLB 法ゆえ、スタンダードやアセスメントを重視したテストの波が次々と学校に押し寄せ、様々な不合理や困難を実感しているというのが率直なところであろう。ただ本稿での検討を経て強調しなければならないのは、それが就学前教育にも、当然の如く押し寄せている点である。

5. おわりに

今日のアメリカの幼児教育は、学校へのアティキュレーションあるいはトランジションの観点からすると大きな無駄もなく、また早期に教育格差を是正し、知的資産を再分配しようとする点でも理に適っているといえる。国家として、いかに公平で平等な教育を子ども達に提供していくのかは国家として重要な責務である。特に、貧困層やマイノリティの子ども達の成績を向上させていくことは国家及び教育者の使命でもあるともいえよう。ただその一方で、副次的にこの戦略の裏で進行する負の側面が NCLB 法の名の下に加速していること、幼稚園教育・就学前教育がその影響を多分に受けていることを本考察を通して見て取ることができた。アメリカでは、ブッシュ前大統領からオバマ新大統領へと政権が交代し、NCLB 法の改革 (reform) を表明したが、わが国の幼児教育を考えるに当たって、こうした動向には今後も注目する必要があると考える。

引用文献

- (1) リチャード・エルモア著, 神山正弘訳『現代アメリカの学校改革』同時代社, 2006年, p.98.
- (2) U.S. Department of Education, *No Left Behind: What Parents Need to Know*, 2005(ED491 244).
- (3) *Ibid.*
- (4) <http://www.nea.org/esea/index.html> <http://www.nclbgrassroots.org/>
矢野裕俊「テストで学力は向上しているのか - NCLB 法の4年を検証する」アメリカ教育学会第18回大会公開シンポジウム資料, 2006年9月30日。
- (5) 濱本伸彦「ノー・チャイルド・レフト・ビハインド法におけるアカウントビリティ・システムの現状と課題」『日本教育経営学会紀要』第一法規, 47号, 2005年, pp.112-129。
赤星晋作「NCLB 法における学力テストとアカウントビリティ」『アメリカ教育学会紀要』16号, 2005年, pp.66-74。
- (6) Plucker, Jonathan A., Zapf, Jason S., Short-Lived Gains or Enduring Benefits? The Long-Term Impact of Full-Day Kindergarten. *Education Policy Brief*, Vol.3, No.4, Spring, 2005(ED488 915).
- (7) *Ibid.* (1977年から2001年で4歳から6歳の full-day kindergarten programs は27%から60%に増えている。注8: ED485 634)
- (8) National Center for Education Statistics, *Regional Differences in Kindergartners' Early Education Experiences. Statics in Brief*, 2005(ED485 634).
- (9) *Ibid.*
- (10) Dator, Ashlesha, Does Delaying Kindergarten Entrance Give Children a Head Start?, *Economics of Education Review*, Vol.25, No.1, 2006, pp.43-62.
- (11) *Ibid.*
- (12) Malone, Lizabeth M.; West, Jerry; Denton, Kristin Flanagan; Park, Jen, *The Early Reading and Mathematics Achievement of Children Who Reported Kindergarten or Who Began School a Year Late. Statistics In Brief. NCES2006-064*, 2006(ED491 697).
- (13) Dator, Ashlesha, *Op.cit.*, pp.43-62.

- (14) Education Commission of the States による。
- (15) 同上。
- (16) Pianta & Cox(2000) の幼稚園から小学校への移行に関する教師を対象にした全米調査によれば、学校への適応に 48%の子どもが困難を抱えていると報告している。したがって、制度面は別としても問題がないわけではない。
- Amy B. Schulting, Patrick S. Malone, & Kenneth A. Dodge, The Effect of School-Based Kindergarten Transition Policies and Practices on Child Academic Outcomes, *Developmental Psychology*, Vol.42, No.6, 2005, pp.860-71.
- (17) Dominic F. Gullo, *Understanding Assessment and Evaluation in Early Childhood Education*, Teachers College Press,2005, p.7.
- (18) National Center for Education Statistics, *Regional Differences in Kindergartners' Early Education Experiences.Statics in Brief*, 2005(ED485 634).
- (19) The National Institute for Early Education Research,*The State of Preschool 2006*. <http://nieer.org/yearbook/pdf/yearbook.pdf> による。
- (20) National Center for Education Statistics, *Op.Cit.*
- (21) The National Institute for Early Education Research, *Op.Cit.*
- (22) Online Submission, National Center for Mental Health in Schools at UCLA, *Preschool Programs: A Synthesis of Current Policy Issues. A Center Policy & Practice Brief*, 2006(ED492 312).
- (23) 陶山岩見『ヘッド・スタート研究』近代文藝社, 1995年, p.108。
- (24) 下程勇吉監修『教育学小事典』法律文化社, 1976, p.342。
- (25) 陶山岩見, 前掲書, pp.71-77。
- (26) The National Institute for Early Education Research,*Op.Cit.*
- (27) 陶山岩見, 前掲書, p.98。
- (28) Sariano, Dayana, Duenas, Monica & LeBlanc,Patrice, The Short-Term and Long-Term Effects of Head Start Education and No child Left Behind, Online Submission, Paper Presented at the Annual Meeting of the Association of Teacher Educators (Philadelphia, PA, Aug 2006) (ED494 360).
- アメリカ教育省他著, 前掲書, p.122。
- エドワード・ジグラール他著, 田中道治訳『アメリカの教育革命』学苑社, 1994年, p.193, pp.231-237。
- 陶山岩見, 前掲書, pp.168-173。
- (3歳以下の幼児向けのサービスでは、アメリカでは70%を越す費用を父母が負担する。OECD 編著 御園生純監訳『OECD 教育政策分析』明石書店 2006年, p.35)
- (29) Hamm, Kate; Ewen, Danielle, Still Going Storong: Head Start Children, Families, Staff, and Programs in 2004, *Center for Law and Social Policy*, 2005.
- (30) アメリカ教育省他著, 西村和雄・戸瀬信之編訳『アメリカの教育改革』京都大学学術出版会, 2004年, pp.121-123。
- (31) Dator, Ashlesha, *Op.Cit.*, pp.43-62.
- (32) Currie, Janet & Thomas,Duncan,Early Test Scores,Socioeconomic Status and Future Outcomes,*NBER Working Paper Series*,1999.
- (33) <http://www.ed.gov/programs/earlyreading/index.html> U.S. Department of Education, *No Left Behind*:

- What Parents Need to Know*, 2005(ED491 244).
- (34) Madhabi, Chatterjee, Reading Achievement Gaps, Correlates, and Moderators of Early Reading Achievement Evidence From the Early Childhood Longitudinal Study(ECLS)Kindergarten to First Grade Sample, *Journal of Educational Psychology*, Vol.98, No.3, 2006, pp.489-507.
- (35) 拙稿, 「アメリカにおける生徒懲戒リスクの再検証と懲戒に関する施策の動向」『比較教育学研究』日本比較教育学会, 第30号, 2004年。
- (36) <http://www.ed.gov/programs/earlyreading/index.html>
- (37) Chatterji, Madhabi, *Op.Cit.*, pp.489-507.
- (38) Dominic F.Gullo, *Op.Cit.*, p.164.
- (39) *Ibid.*, p.6.
- (40) Neuman, Susan, B. & Roskos, Kathleen, Whatever Happened to Developmentally Appropriate Practice in Early Literacy?, *Young Children*, July, 2005, pp.22-26.
- (41) V・P・サーランスキー著, 久米稔・大沼安史共訳『失われゆく子供期』家政教育社, 1990年。
- (42) Neuman, Susan, B. & Roskos, Kathleen, *Op.Cit.*, pp.22-26.
- (43) リチャード・エルモア著, 神山正弘訳『現代アメリカの学校改革』同時代社, 2006年, p.96.

参考文献

- エドワード・ジグラー, スーザン・ムンチョウ著, 田中道治訳『アメリカ教育革命』学苑社, 1994年。
- 土屋恵司「2001年初等中等教育改正法(NCLB法)の施行状況と問題点」『外国の立法』Vol. 227, 2006年2月, pp.129-135。
- デイヴィッド・エルキンド著, 幾島幸子訳『ミスエデュケーション』大日本図書, 1991年。
- デイヴィッド・エルキンド著, 戸根由紀恵訳『急がされる子どもたち』紀伊国屋書店, 2002年。